
環境省の災害廃棄物に関する ボランティア団体との連携

令和5年8月2日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



1. 発災時における環境省の対応事例

令和5年5月石川県能登地方を震源とする地震

2. 災害廃棄物処理の流れ

3. 災害廃棄物処理におけるボランティア団体との連携

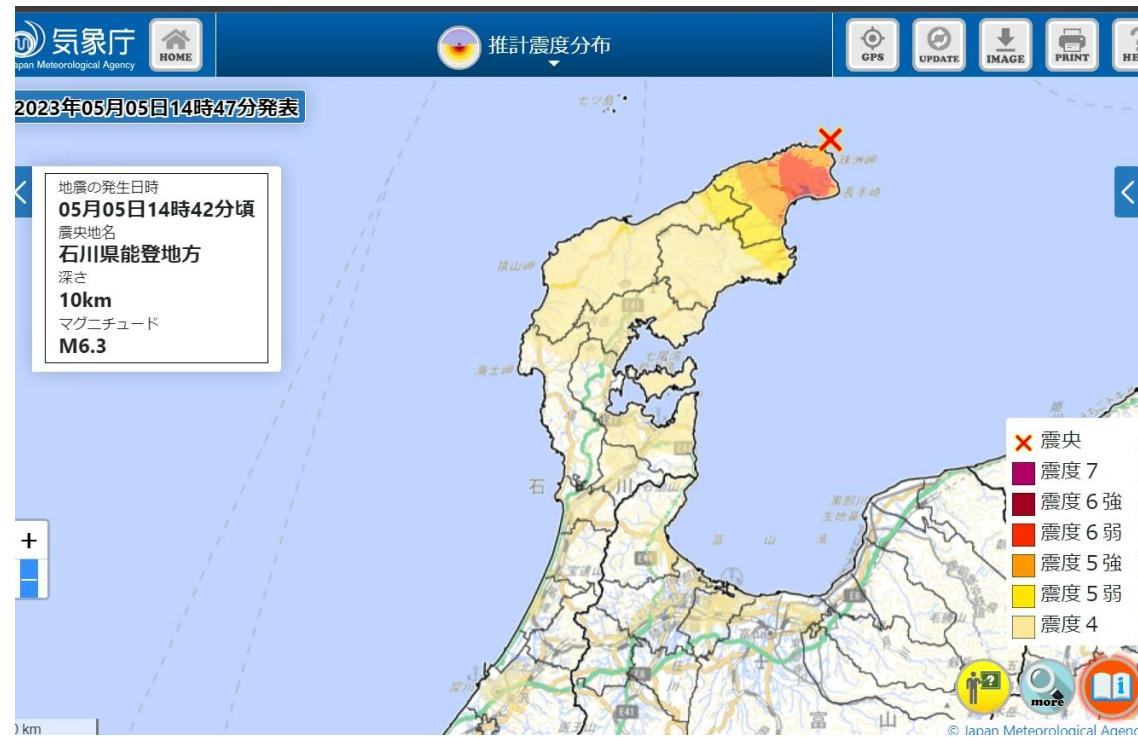
1. 発災時における 環境省の対応事例

令和5年5月石川県能登地方を震源 とする地震

災害をもたらした気象の概況

令和5年5月5日の石川県能登地方の地震

- 5月5日14時42分に石川県能登地方の深さ12km（暫定値）を震源とするマグニチュード6.5（暫定値）の地震が発生し、石川県の珠洲市(すずし)で震度6強を観測したほか、東北地方から中国・四国地方にかけて震度5強～1を観測。
- 5月5日21時58分に石川県能登地方の深さ14km（暫定値）を震源とするマグニチュード5.9（暫定値）の地震が発生し、石川県の珠洲市(すずし)で震度5強を観測したほか、東北地方から四国地方にかけて震度5弱～1を観測



出典：気象庁資料

令和5年5月石川県能登地方を震源とする地震における住家の被害状況 [棟]



都道府県名	全壊	半壊	一部 破損	合計
石川県	38	263	1,355	1,656

※出典：総務省消防庁情報（令和5年7月3日時点）



正院町 民家の塀の崩壊
環境省撮影 （令和5年5月6日）



正院町 民家の屋根の崩壊
環境省撮影 （令和5年5月6日）

令和5年5月石川県能登地方を震源とする地震における災害廃棄物の状況

【石川県】

- 県内被災地域に中部地方環境事務所及等の職員**のべ21名・日派遣。**
 ※派遣先市町村：石川県（珠洲市、能登町）



© Japan Meteorological Agency

出典：国土地理院ウェブサイト

https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#9/37.304/136.88/&contents=estimated_intensity_map

令和5年5月石川県能登地方を震源とする地震における環境省の災害廃棄物調査状況



珠洲市 仮置場への搬入状況確認
環境省撮影 (令和5年5月9日)



珠洲市役所 環境省、石川県、珠洲市との打合せ
環境省撮影 (令和5年5月20日)



珠洲市 仮置場への搬入状況確認
環境省撮影 (令和5年5月20日)



能登町 クリーンセンターへの搬入状況確認
環境省撮影 (令和5年5月20日)

2. 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物処理の流れ



<被災地域>

- 被災した家屋から出て来た片付けごみ等の撤去
- 収集、運搬
- 廃棄物の一時集積など

<仮置場>

- 一次仮置場
- 粗選別、分別
- 保管
- 処理困難物の対応

(比較的規模の大きい災害)

- 二次仮置場
- 移動式及び仮設処理施設による中間処理など

<処理・処分先>

- 既存の中間処理施設(産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化(復興資材への利用)

3. 災害廃棄物処理における ボランティア団体との連携

災害時の災害廃棄物撤去に係るボランティアとの連携



- 市区町村（環境部局、都市部局）は、自衛隊、ボランティア（社会福祉協議会）・NPO、環境省と連携して、環境省事業、国土交通省事業等により災害廃棄物等の撤去を実施。
- 特に、ボランティア・NPO等の活動で排出された災害廃棄物等が、宅地前の道路等に堆積して交通の障害等を発生させることのないよう、市区町村が調整して仮置場への災害廃棄物等の搬出を実施。



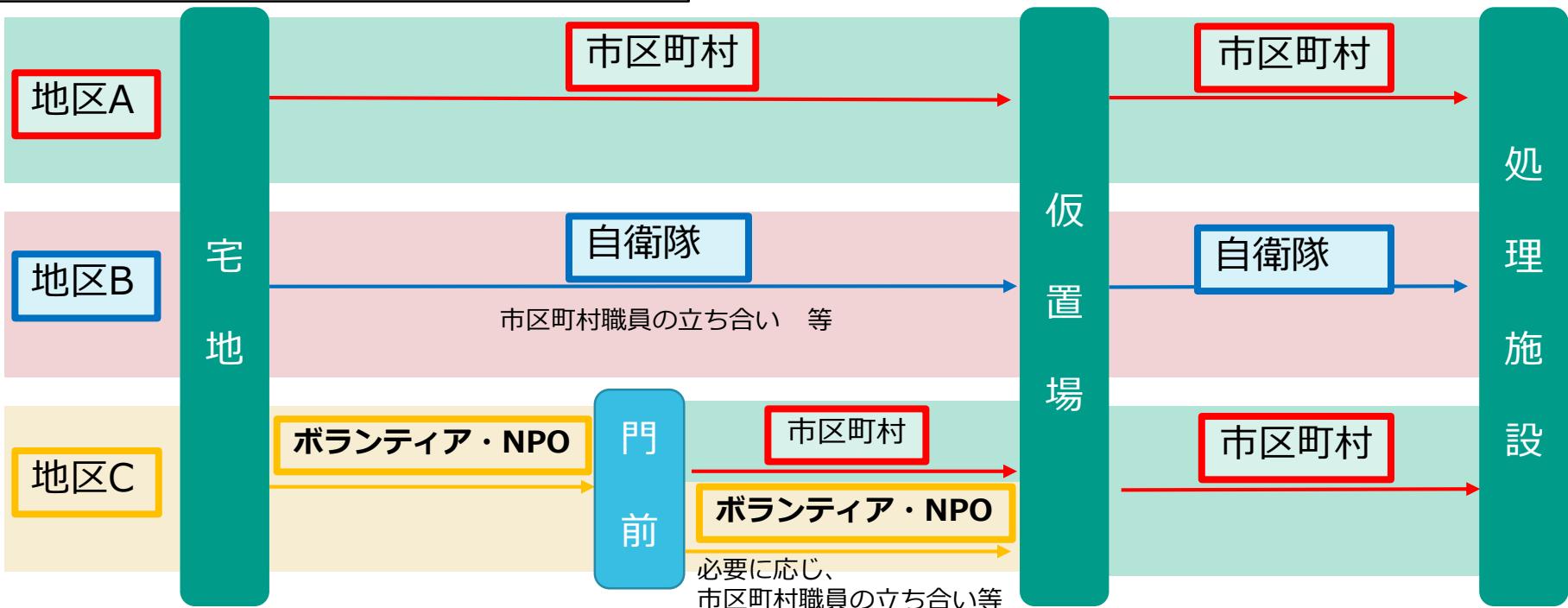
市区町村による災害廃棄物等の収集運搬計画

連携・調整

ボランティア・NPO等の活動計画



作業実施地区や作業内容を調整、分担する等の例



災害廃棄物に関するボランティア活動



1. 災害廃棄物対応に係る災害ボランティアの支援活動（例）

- ①一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物の搬出
- ②浸水家屋の床下の泥出し
- ③家屋内の被災した家財の搬出
- ④貴重品や思い出の品等の整理・清掃

2. 災害廃棄物の取扱いで注意すべき事項

- ①作業に当たっての健康、安全確保（特に熱中症対策）
- ②災害廃棄物（片付けごみ）の分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時などを確認する。
- ③生活ごみなどの収集日、収集ルート、分別方法について確認する。

3. 災害ボランティアの受け入れ体制に係る事例（OneNAGANO）

- ・令和元年東日本台風の被災地で大きな被害を受けた長野県長野市では、災害ボランティアが昼間に災害ごみを一時集積所へ集積させ、自衛隊が夜間にトラックで地区外に搬出するオペレーションが実施された。

災害廃棄物対策に係る住民への事前の周知

【大分県臼杵市、熊本県西原村】ごみ収集カレンダーを活用した情報発信

○ごみ収集カレンダー下部に災害廃棄物の分別方法等を記載することで、平時から地域住民へ災害時のごみの出し方を周知している事例がある。

〈大分県臼杵市ごみ収集カレンダー〉

9月 September
第2地区

日(sun)	月(Mon)	火(Tue)	水(Wed)	木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)
1 蝶丸	2 プラスチック製容器包装 Recyclable Plastic Container & Packaging	3 もやせるごみ Burnable	4	5 もやせないごみ Non-Burnable	6 もやせるごみ Burnable	7 蝶丸
8 蝶丸	9 プラスチック製容器包装 Recyclable Plastic Container & Packaging	10 もやせるごみ Burnable	11 新聞紙 その他の紙類 Newspaper, Other Paper	12 ペットボトル、びん 蛍光管・電球、乾電池 PET Bottles, Bottles, Light Bulbs, Dry Batteries	13 もやせるごみ Burnable	14 蝶丸
15 蝶丸	16 プラスチック製容器包装 Recyclable Plastic Container & Packaging	17 もやせるごみ Burnable	18	19	20 もやせるごみ Burnable	21 蝶丸
蝶丸		収集なし	収集なし	収集なし	収集なし	蝶丸
22 蝶丸	23 もやせるごみ Burnable	24 もやせるごみ Burnable	25 新聞紙 その他の紙類 Newspaper, Other Paper	26 ペットボトル、びん 蛍光管・電球、乾電池 PET Bottles, Bottles, Light Bulbs, Dry Batteries	27 もやせるごみ Burnable	28 蝶丸
29 蝶丸	30 プラスチック製容器包装 Recyclable Plastic Container & Packaging	1 蝶丸	2	3	4	5
蝶丸		収集なし	収集なし	収集なし	収集なし	蝶丸

9月は防災月間です

大規模災害が起きた場合のごみの出し方

大規模災害による被災地については、通常廃棄物により通常のごみ焼却が不可能となります。
被災地の廃棄物の被災状況や倒壊を考慮した仮設廃棄場とその仮設場にごみを運び込んでもらうことになります。
大規模災害時には、被災者の命と財産を考慮して、ごみの分別方法は変更のような形となります。
分別して仮設場に並べてください。

1・もやせるごみ
2・大型の家庭などの木質系廃棄物
4・燃えきるもののもやせないごみ
7・自転車・アルミ製容器などの金属
5・ガラス・陶器類
6・石炭灰
8・ぬき屋植物(タイヤ等)
9・瓦等・瓦礫等(防火瓦・ポンベ等)



まさに捨てるけど、ゴミは捨っていないよ! うまいこと言うねえ! クリーンサポーター募集中!

(問い合わせ先 洋海課 内線1133)

〈熊本県西原村ごみ収集カレンダー〉

粗大ごみの種類・災害廃棄物の出し方について

収集日 8月6日(火曜日)・12月10日(火曜日)

午前8時までに、ごみステーションに出してください。収集する品目は下記の製品のみです!

ここに掲載していないごみは、収集しませんので、絶対出さないでください。



自転車・三輪車(子供用)・椅子・乳母車・おしゃ車(老人用)・ガスコンロ・電子レンジ・オーブンレンジ・ミシン・食器乾燥機・湯沸かし器・附つき鏡・ストーブ・扇風機・スピーカー・オーディオ・モニタ・CDラジカセ・キーボード・ハイブリッド・カセット・ゴルフクラブ・ヘッキ・コット・コンピュータ・電気ポット・ビデオデッキ・金物のハンガー(あす博士)・ものほし・ものほし車(ブロックの付いてない物)

西原村指定のごみ袋(燃えないもの・緑色)に入れられる物
(例)やかん・なべ・液中電気炉・ヘルメット・携帯ラジオ等のごみ袋に入るものは、ごみ袋に入れて指定された日に、出してください。

特にお願い! 家電(テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)パソコン、プリンターは絶対出さないでください。

●「災害廃棄物」の出し方

地震災害・豪雨災害・台風災害が発生した場合、西原村では災害廃棄物仮置き場を開設します。開設情報は防災無線、役場ホームページ並びに広報臨時号でお知らせします。下記注意事項を守って被災した家財等を搬入してください。

◆注意事項

①仮置き場の場所

西原村村民グラウンド

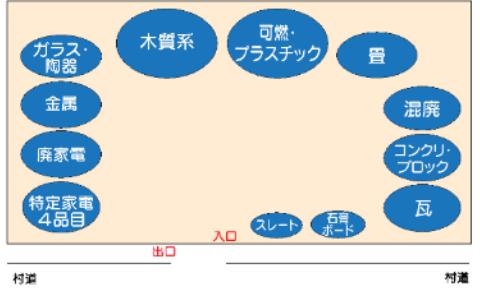
※被災の規模により開設場所を変更する場合がありますので、開設情報をご確認ください。

②受け入れ品目(基本型) 「瓦、コンクリート・ブロック、瓦、可燃物・プラスチック、木質系廃棄物、ガラス・陶器、金属、扇風機、特定家電4品目、石膏ボード・スレート、その他」

※仮置き場での分別にご協力ください、分別を実践することで、リサイクル率の向上と、処理費の抑制につながります。

※災害の種類や規模、搬入時期により分別品目を細分化する場合があります、ご協力をお願いします。

災害ごみ仮置き場見取り図及び分別品目(基本型)



●益城クリーンセンターへの直接搬入ごみについて

搬入できる日…月曜日から金曜日まで
受付時間…午前9時から午後4時まで

2.こには、毎日ごとに分別し、荷物を少しあげて搬入して下さい

休業日…土曜日・日曜日・祝日

(月曜日の祝日は除く)

まただし、年次年次休業になる場合があります。

4.自分で荷物搬入できない場合は、荷物を可燃系に詰めることができます。

●村の一般廃棄物収集運搬許可業者(家庭ごみ)

(株)西原エコ・グリーン 西原村大字小森3212-3 TEL279-3742

P-6

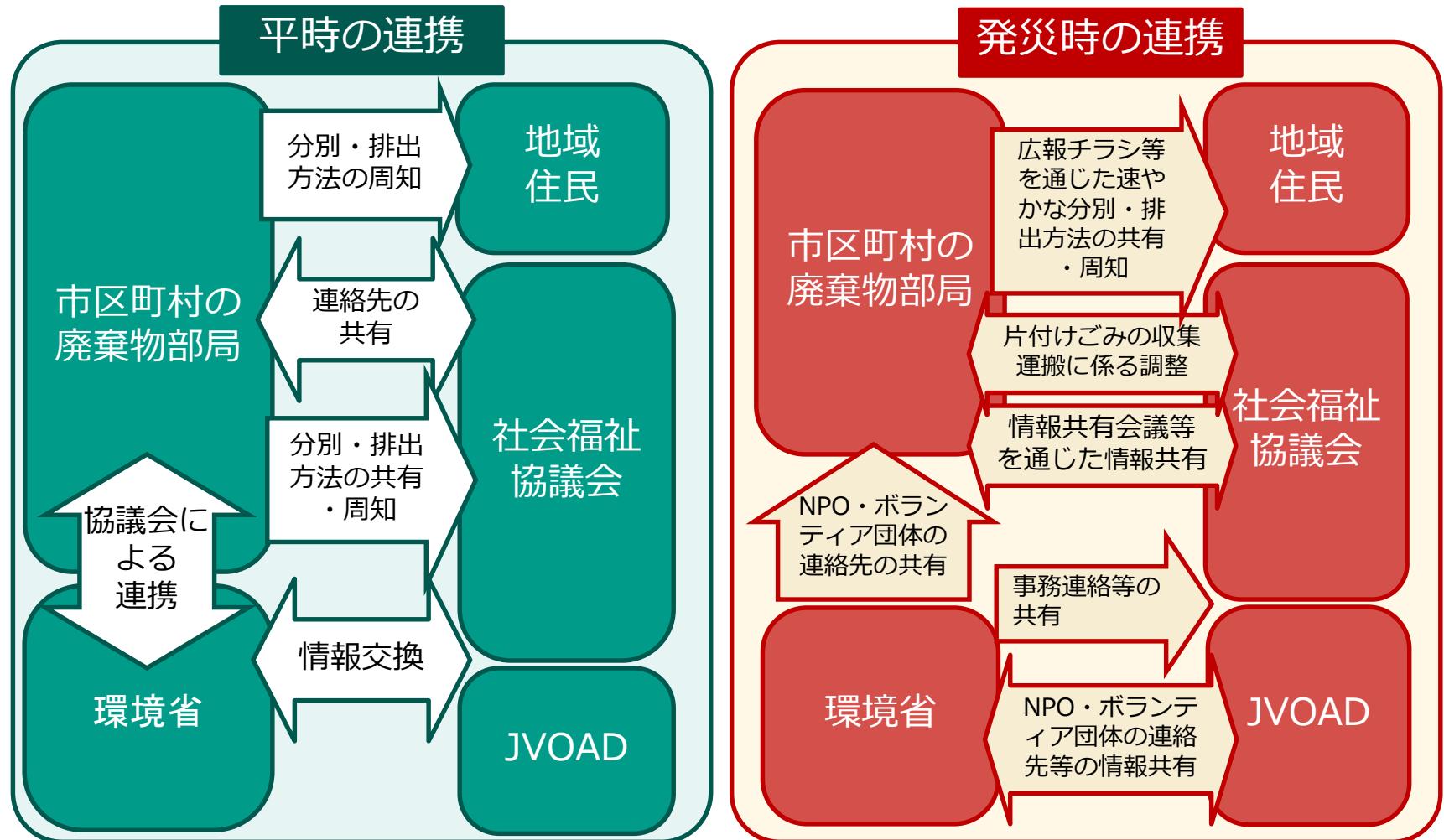
●災害時は仮置き場へ災害廃棄物を搬入する必要があることや具体的な仮置き場の名称まで記載している。

●更に、分別種類、仮置き場のレイアウトも記載している。

●災害時は仮置き場へ災害廃棄物を搬入する必要があることや、具体的な分別種類まで記載している。

ボランティアとの連携方策

- 平時からのJVOAD、社会福祉協議会と情報交換による連携を強化
- 発災時には、内閣府防災、厚生労働省、全国社会福祉協議会、JVOAD等と意見交換を実施



発災時における事務連絡の発出



発災後、速やかに被災都道府県を通じて被災自治体に、ボランティアとの連携に関して事務連絡を通知。

- ・連絡体制の構築（自治体、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体）
- ・災害廃棄物の撤去等に係る広報・周知

事務連絡
令和5年7月14日

各道県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

令和5年梅雨前線による大雨により発生した災害廃棄物の撤去等に係る
ボランティアとの連携について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。
令和5年梅雨前線による大雨により各地で被害が生じ、これに伴い、様々な種類の廃棄物の発生が予想されます。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止に非常に重要となります。
その際、市区町村の廃棄物部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会等及びNPO・ボランティア団体が緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応することが極めて重要です。発災時のボランティアとの連携につきましては、平成31年4月8日付け事務連絡「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（周知）」（別紙参照）にて周知させていただいておりますので、こちらを参考にして、災害廃棄物の撤去等を進めてください。なお、別紙事務連絡の別添2については、別添2に代えて当該資料の最新版を参考添付致します。

家屋内からの搬出作業と思い出の品



○貴重品・思い出の品の取扱い

所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。

回収対象として、**位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ等**が想定される。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。



家屋からの災害廃棄物の搬出状況

ご静聴いただき、
ありがとうございました。